# 佐賀県の視覚障害教育を結ぶ



1月号 2024/1/19 佐賀県立盲学校 相談支援部

# - 入学試験等における配慮について -

# 【大学入学共通テストについて】

令和6年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの「受験上の配慮案内[障害のある方への配慮案内]」は、独立行政法人大学入試センターのホームページからダウンロード可能です。受験上の配慮案内の中には「3ーI 主な配慮事項」や「4ーI 各区分の主な配慮内容」が明記されています。配慮事項は、必要に応じて申請します(診断書が必要)。障害等の程度や希望する配慮事項によっては、大学入試センターから追加で書類等の提出を求められる場合もあるそうです。また、希望する配慮事項によっては審査に時間がかかる場合もあるため、受験上の配慮を希望する場合は、できるだけ出願前の申請が必要です。以下は、主な配慮事項の中から視覚に関する事項を抜き書きしました。ぜひ、ホームページで御確認ください。

### ○解答方法や試験時間に関する配慮

- ・文字解答、チェック解答:試験時間 1.3 倍に延長又は延長なし・点字解答:試験時間 1.5 倍に延長
- ○試験室や座席に関する配慮
  - ・1階 or エレベーター利用可能な試験室で ・洋式トイレ or 障害者用トイレに近い試験室で
  - ・窓側の明るい座席 ・座席を前列に ・座席を試験室の出入口に近いところに指定 ・別室の設定
- ○持参して使用するものに関する配慮
  - ・拡大鏡等(拡大読書器を含む)の持参使用・照明器具の持参使用・特製机・椅子の持参使用
- ○その他の配慮
  - ・拡大文字問題冊子(14ポイント・22ポイント)の配布・照明器具の試験場側での準備・試験室入口までの付添者同伴・特製机・椅子の試験場側での準備・照明の調節可能な試験室での受験

・シールや付箋紙の持参使用・「最後列」や「試験室正面に向かって左側」などの座席位置の指定

例えば、マークシートにマークすることが難しい場合、文字解答は、記入欄に直接文字や数字を記入してよい、チェック解答は、選択肢の数字をチェックしてよいという配慮です。また、一般の問題冊子(B5判、10 ポイント)では文字等を読み取ることが難しい場合、文字の大きさが異なる二つの種類(14 ポイント・22 ポイント)では文字等を読み取ることが難しい場合、文字の大きさが異なる二つの種類(14 ポイント・22 ポイント・23 ポイント・24 ポープ・24 オープ・24 ポープ・24 ポープ

ト) の拡大文字問題冊子から選択できます。ただし、22 ポイントの問題冊子は、一般問題冊子や 14 ポイントの問題冊子とレイアウト等が異なります。大学入試センターのホームページ(裏表紙) にあるサンプルで確認してください。

なお、共通テスト後の二次試験や私立大学の入学試験では、各大学で配慮できる 内容が異なります。入試要項を見ても具体的なことは書いていないことが多く、配慮の 申請は共通テスト前にしなければならないところがほとんどです。また、共通テストの 成績で志願先を変更する場合に、配慮申請まで受け付けてもらえるか事前確認も必 要です。

# # 1000 x 100 x 1000 x

## 【高等学校の入学試験、入学検査について ~ 佐賀県の場合 ~】



令和6年度佐賀県立高等学校入学者選抜実施要項によると、「身体等に障害があるため、受検の際に特別の措置が必要な志願者への対応については、志願者が在籍する中学校長、受検予定先の高等学校長、佐賀県教育委員会が協議して決定します」とあり、事前に受検時の配慮についての調査も行われ、それをもとに協議が行われます。配慮として、別室での受検及び座席配置、ルーペ等機器の検査会場への持ち込み、問題冊子・解答用紙の拡大やルビ振り、面接時の配慮(個別面接や筆談等)、介助のための担当職員の配置などが想定されます。これらの配慮は、中学校で継続的に行われている実態が必要で、受検のときのみ希望して

も難しいようです。また、配慮希望は個別に検討され、前例は踏襲されないということです。つまり、現在、学校で行っている配慮との整合性を考えていただくことが重要になります。

例えば、学校のテストで、拡大文字30ポイントに慣れていたら、共通テストの 22 ポイントは読みにくいかも しれません。本人が困らないためには、必要な情報を確認し、弱視レンズなどを使い自分で文字を拡大でき る力を身につけたり、22 ポイントでも読めるような練習をしたりする自立活動の学習が必要となるでしょう。

児童生徒本人が、自分にはどういう配慮が必要かを把握し、それらを伝えられるようになる学習は重要です。特に高校生は、受験までは学校が手伝ってくれることもあるかもしれませんが、大学入学後は、授業やテストにおける配慮申請は、本人が行わなければなりません。その時に急に困らないですむように、今のうちに自分の見え方やそれに伴う配慮などをしっかり把握し、まわりに伝えられるよう「習慣化」を目指しましょう。

試験における配慮は、学力を適正に測るために必要なものです。見えにくさのある児童生徒は、配慮があると学力以前の不利を補うことができます。そのため、決してマイナスイメージの「特別扱い」ではなく、むしろ「特別な配慮」は当たり前に必要!と、プラスイメージを児童生徒たちにも伝えていただければと思います。

佐賀県立盲学校 電話 (0952)23-4672 FAX (0952)25-7044 代表メール mougakkou@education.saga.jp

お気軽に御連絡ください。巡回相談の依頼も受け付けています。